附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第二条第一項及び第六項、第十七条第一項及び第六項、第三十二条第一項及び第六項並びに第四十七条第一項及び第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

（国民年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第三十一条の規定は、令和七年十月以後の月分に係る国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金についての同法第十六条の規定による裁定の請求、同法第二十条第二項の規定による支給停止解除の申請、同法第二十条の二第三項の規定による支給停止の申出の撤回及び国民年金法施行規則第三十六条の五の規定による所得状況の届出（以下この条において「請求等」という。）について適用し、同年九月以前の月分に係る当該請求等については、なお従前の例による。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求について適用し、同年九月以前の月分に係る当該請求については、なお従前の例による。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第三十二条第二項及び第三項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定は、令和七年十月以後の月分に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律第十七条又は第二十二条の規定による認定の請求について適用し、同年九月以前の月分に係る当該請求については、なお従前の例による。

２　令和五年以前の年の所得に係る障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届に添えるべき書類については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

第五条　令和五年以前の年の所得に係る障害基礎年金所得状況届及び特別障害給付金所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第八十一号

港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）及び港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百四十九号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三第二項の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第五十五条の三第二項の国土交通省令で定める港湾施設） **第十八条の二**　法第五十五条の三第二項の国土交通省令で定める港湾施設は、次に掲げるものとする。 一　水域施設 二　防波堤、防砂堤、導流堤、水門、閘門、護岸及び突堤 三　係留施設 四　臨港交通施設 五　荷さばき施設 六　旅客乗降用固定施設及び待合所 七　倉庫、野積場及び貯木場 八　廃棄物埋立護岸 九　海浜、緑地及び広場 十　港湾管理事務所及び港湾管理用資材倉庫	（新設）